

○国立大学法人秋田大学事務組織規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 43 号)

改正

平成 26 年 10 月 8 日一部改正

平成 27 年 3 月 27 日一部改正 平成 28 年 3 月 9 日一部改正

平成 28 年 3 月 28 日一部改正 平成 29 年 3 月 17 日一部改正

平成 29 年 9 月 13 日一部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学の事務組織について定めるものとする。

第 2 章 組織

第 2 条 教育研究組織等の業務及び予算執行に対する監査並びに監事等との連絡調整を行わせるため、監査室を置く。

2 監査室に室長を置く。

3 室長は、監査室の事務を総括する。

第 3 条 総務・情報・病院経営を担当する理事(以下「総務担当理事」という。)の下に、次の 4 課を置く。

総務企画課

人事課

広報課

図書館・情報推進課

2 前項に掲げるもののほか、総務企画課に評価・IR 室、人事課に能力開発室を置く。

3 評価・IR 室及び能力開発室にそれぞれ室長を置く。

第 4 条 地方創生・研究を担当する理事(以下「地方創生担当理事」という。)の下に、地方創生・研究推進課を置く。

第 5 条 教育・学生・入試を担当する理事(以下「教育担当理事」という。)の下に、次の 3 課を置く。

総合学務課

学生支援・就職課

入試課

2 前項に掲げるもののほか、総合学務課に教員免許状更新講習事務室及び高大連携室を置く。

3 教員免許状更新講習事務室及び高大連携室にそれぞれ室長を置く。

第 6 条 国際戦略を担当する副学長の下に、国際課を置く。

第 7 条 財務・施設・環境を担当する理事(以下「財務担当理事」という。)の下に、次の 4 課を置く。

財務課
経理・調達課
施設企画課
施設保全課

- 2 前項に掲げるもののほか、財務課に財務・資金運用室、経理・調達課に手形地区検収室を置く。
- 3 財務・資金運用室及び手形地区検収室にそれぞれ室長を置く。
(学部等)

第8条 国際資源学研究科，教育文化学部，医学系研究科・医学部及び理工学研究科に，それぞれ事務部を置く。

第9条 医学系研究科・医学部事務部に，次の5課を置く。

総務課
企画管理課
調達課
学務課
医事課

- 2 前項に掲げるもののほか、総務課に研究協力室、調達課に本道地区検収室、医事課に医療サービス室を置く。
- 3 研究協力室、本道地区検収室及び医療サービス室にそれぞれ室長を置く。

第3章 職等の名称と配置

(副理事)

第10条 理事の下に，副理事を置くことができる。

- 2 副理事は，理事を補佐するとともに，理事の命を受け，事務を処理する。
(事務部長)

第11条 第8条に規定する事務部に，事務部長を置く。

- 2 事務部長は，前項の事務部の事務を総括する。
(課長・事務長)

第12条 第3条から第9条に規定する課又は国際資源学研究科事務部，教育文化学部事務部及び理工学研究科事務部に，それぞれ課長又は事務長を置く。

- 2 課長及び事務長は，それぞれの課又は事務部の事務を総括する。
(主査)

第13条 第2章に定める組織(以下「部局」という。)に主査を置くことができる。

- 2 主査は，上司の命を受け，当該室，課又は事務部の専門的事務を処理する。
(総括主査)

第14条 前条に定める主査のうち、室長、課長又は事務長を直接補佐するとともに、室長、課長又は事務長の命を受け、当該室、課又は事務部の高度な専門的事務を処理するため、総括主査を置くことができる。

(主任)

第15条 部局に、主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、当該室、課又は事務部の事務を処理する。

(事務職員・技術職員)

第15条の2 部局に、事務職員又は技術職員を置くことができる。

2 事務職員又は技術職員は、上司の命を受け、当該室、課又は事務部の事務を処理する。

(その他の職)

第16条 業務の遂行上必要があると認めるときは、第8条に規定する学部等以外の部局に、必要な職を置くことを妨げるものではない。

第4章 組織の所掌事務

第17条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査の企画・立案、連絡調整及び実施に関すること。
- (2) 内部監査計画の学長への報告に関すること。
- (3) 内部監査結果に基づく報告及び改善案の策定に関すること。
- (4) 会計監査人の選定に関すること。
- (5) 監事の監査業務への対応に関すること。
- (6) 監事及び会計監査人との連絡調整に関すること。
- (7) 公益通報に関すること。

第18条 総務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 総務担当理事の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の会議(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 儀式その他の行事(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 事務組織の設置改廃に関すること。
- (5) 公印の管理に関すること。
- (6) 公文書類の接受、発送、及び整理保存に関すること。
- (7) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (8) 訟務事務に関すること。
- (9) 情報公開に関すること。
- (10) 個人情報の開示請求等に関すること。
- (11) 役員の秘書事務に関すること。
- (12) 社団法人国立大学協会その他の本学が加盟する諸団体との連絡調整に関すること(他の課及び係の所掌に属するものを除く。)

- (13) 大学運営に係る調査分析及び企画立案に関すること。
- (14) 中期目標・中期計画及び年度計画に係る総括及び点検・評価に関すること。
- (15) 評価・IRセンターに関すること。
- (16) その他の他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

第19条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の雇用，懲戒及び服務に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 常勤教職員数の管理に関すること。
- (4) 人事システムのメンテナンスに関すること。
- (5) 人事記録の作成，保管に関すること。
- (6) 職員の安全及び健康の確保に関すること。
- (7) 業務災害及び福利厚生に関すること。
- (8) 退職手当に関すること。
- (9) 共済組合に関すること。
- (10) 労働組合に関すること。
- (11) 相談，苦情に関すること。
- (12) 倫理(研究に関するものを除く。)に関すること。
- (13) 職員の勤務時間の管理に関すること。
- (14) 職員の人材育成及び能力開発に関すること。
- (15) 職員の研修に関すること。
- (16) 職員の勤務評価に関すること。
- (17) 職員の栄典及び表彰に関すること。
- (18) その他人事に関する事務を処理すること。

第20条 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に係る連絡調整，総括及び企画立案に関すること。
- (2) インフォメーションセンターに関すること。
- (3) 東京サテライトに関すること。

第21条 図書館・情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館及び情報統括センターに関すること。
- (2) 図書館資料に関すること。
- (3) 図書館学術情報システムに関すること。
- (4) 情報化推進に関すること(附属病院関連システムを除く。)
- (5) 事務情報化に関すること。
- (6) 業務システムの維持管理に関すること(附属病院関連システムを除く。)
- (7) ソフトウェアのライセンス管理に関すること。
- (8) 情報セキュリティに関すること。

第 22 条 地方創生・研究推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地方創生・研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 社会貢献活動に関すること。
- (3) 地域資源の発掘と活用方法の検討及び地域資源を活用した地域づくりの提案及び実践に関すること。
- (4) 地域に学び、地域を担う人材の育成に関すること。
- (5) 地域活性化策の調査及び研究に関すること。
- (6) 秋田県の特性を考慮した地域防災のあり方に関する調査研究に関すること。
- (7) 防災について地域で活動できる人材の育成に関すること。
- (8) 県及び市町村への防災施策に関する指導及び助言に関すること。
- (9) 科学研究費補助金の申請及び報告に関すること。
- (10) 奨学寄附金の受入れに関すること。
- (11) 民間機関等の共同研究の受入れ及び報告に関すること。
- (12) 受託研究の受入れ及び報告に関すること。
- (13) 内地研究員等に関すること。
- (14) 学術団体等の連絡に関すること。
- (15) 学則第 8 条に定める学内共同教育研究施設(情報統括センター、環境安全センター及び国際資源学教育研究センターを除く。)及び地(知)の拠点推進本部に関すること。
- (16) 放射性同位元素及び核燃料(核原料)物質に関わる法令等に基づく申請及び届出並びに安全管理に関すること。
- (17) 動物実験等に関すること。
- (18) 研究費の不正防止に関すること。
- (19) 利益相反(臨床研究利益相反マネジメントに関するものを除く。)に関すること。
- (20) 学術研究基本計画委員会に関すること。
- (21) 学術研究企画会議その他の会議(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

第 23 条 総合学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育・学生事務に関し総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 大学教育に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) 学生の修学指導に関すること。
- (5) 教育内容の改善に関すること。
- (6) 学生の入学、退学、転学、転部、転科、休学及び卒業に関すること。
- (7) 教育課程に関すること。
- (8) 学生の表簿に関すること。

- (9) 外国人留学生に関すること。
- (10) 研究生及び科目等履修生に関すること。
- (11) 卒業生及び修了生に関すること。
- (12) 教育実習等に関すること。
- (13) 教育職員免許状に関すること。
- (14) 教員免許状更新講習に関すること。
- (15) 教育推進企画会議その他の諸会議に関すること。
- (16) 教育推進総合センターに関すること。
- (17) 高大接続センターに関すること。(高大接続教育に関するものに限る。)
- (18) 課の所掌事務に関する調査統計に関すること。
- (19) その他教務に関する事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

第24条 学生支援・就職課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生支援事務に関し総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の経済相談に関すること。
- (3) 学生の奨学に関すること。
- (4) 学生の入学料、授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
- (5) 学生の健康、安全管理に関すること。
- (6) 学生支援企画会議その他の諸会議に関すること。
- (7) 学生の課外活動に関すること。
- (8) 大学会館の管理運営に関すること。
- (9) 課外活動施設に関すること。
- (10) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (11) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関すること。
- (12) 学生寮に関すること。
- (13) 学生の旅客運賃割引証等に関すること。
- (14) 学生支援総合センターに関すること。
- (15) 課の所掌事務に関する調査統計に関すること。
- (16) その他学生の福利厚生に関する事務を処理すること。
- (17) 学生に対する就職の指導及び斡旋の総括に関すること。
- (18) 就職ガイダンス、セミナーの開催に関すること。
- (19) 就職に関する調査・統計に関すること。
- (20) その他学生の就職に関すること。

第25条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜事務に関し総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜の広報及び情報開示に関すること。
- (3) 学生の募集に関すること。

- (4) 個別学力検査に関する事。
- (5) 大学入試センター試験に関する事。
- (6) 入学者選抜方法の改善に関する事。
- (7) 入学者選抜の調査統計に関する事。
- (8) 入学試験委員会その他の諸会議に関する事。
- (9) 高大接続センターに関する事。(総合学務課の所掌に属するものを除く。)
- (10) その他入学者選抜に関する事。

第26条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流事務に関し総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 外国人留学生に関する事。
- (3) 学生の海外留学に関する事。
- (4) 国際交流会館及び留学生会館の管理運営に関する事。
- (5) 国際交流センターに関する事。
- (6) 国際資源学教育研究センターに関する事。

第27条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務について総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 概算要求に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 財務諸表の作成及び報告に関する事。
- (5) 財務分析に関する事。
- (6) 資金の管理及び運用に関する事。
- (7) 会計の検査及び監査に関する事(監査室の所掌に属するものを除く。)
- (8) 会計監査人が行う監査に関する事。
- (9) 会計に係る法人規則等に関する事。
- (10) 財務企画会議に関する事。
- (11) その他財務に関する事務で他の課の所掌に属しないものに関する事。

第28条 経理・調達課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入及び支出に関する事。
- (2) 資金及び有価証券の保管に関する事。
- (3) 債権の管理に関する事。
- (4) 諸給与の支給に関する事。
- (5) 謝金及び旅費の支給に関する事。
- (6) 科学研究費補助金の受入れに関する事。
- (7) 政府調達契約及び共通契約に関する事。
- (8) 物品等の契約に関する事。
- (9) 物品等の検収に関する事。

- (10) 予算の執行管理に関すること。
- (11) 科学研究費補助金等の競争的資金の経理に関すること。
- (12) 産学連携等研究費及び奨学寄附金等の経理に関すること。
- (13) 固定資産(施設企画課の所掌に属するものを除く。)の管理に関すること。

第 29 条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 土地、建物、工作物及び設備(以下「施設及び設備」という。)の整備復旧事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 施設及び設備の整備復旧及び環境整備の計画に関すること。
- (3) 施設及び設備の整備復旧に関する予算案を準備すること。
- (4) 施設及び設備に係る環境の維持に関すること。
- (5) 施設及び設備に係る工事費に関すること。
- (6) 施設及び設備に係る工事の入札及び請負契約事務に関すること。
- (7) 施設及び設備工事に伴う法令上の事務に関すること。
- (8) 施設及び設備に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- (9) 施設マネジメントに関すること。
- (10) 政府調達契約及び共通契約に関すること(経理・調達課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 固定資産のうち土地、建物、建物附属設備及び構築物の管理に関すること。
- (12) 土地及び建物の借り入れに関すること。
- (13) 職員宿舎の管理に関すること。
- (14) 学内の環境維持及び安全管理に関すること。
- (15) その他施設及び設備に関する事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

第 30 条 施設保全課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設及び設備に係る工事の設計に関すること。
- (2) 施設及び設備に係る工事費の積算に関すること。
- (3) 施設及び設備に係る工事の施工監理及び検査に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持保全に関すること。
- (5) 設備の受給等に係る計画、整備及び保全に関すること。
- (6) 施設マネジメント(施設企画課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (7) 施設及び設備の安全管理に関すること。
- (8) 環境安全センターに関すること。
- (9) その他施設及び設備に関する技術的事項を処理すること。
(学部等の事務部)

第 31 条 国際資源学研究科事務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 将来計画に関すること。
- (2) 国際資源学研究科の中期目標・中期計画に関すること。

- (3) 評価に関する事。
- (4) 教授会、カウソシルその他の諸会議及び諸行事に関する事。
- (5) 諸規程に関する事。
- (6) 組織の設置及び改廢に関する事。
- (7) 職員の服務及び勤務時間に関する事。
- (8) 会計及び施設に関する事。
- (9) 附属鉱業博物館に関する事。

第 32 条 教育文化学部事務局においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 将来計画に関する事。
- (2) 教育文化学部の中期目標・中期計画に関する事。
- (3) 評価に関する事。
- (4) 教授会、カウソシルその他の諸会議及び諸行事に関する事。
- (5) 諸規程に関する事。
- (6) 組織の設置及び改廢に関する事。
- (7) 職員の服務及び勤務時間に関する事。
- (8) 会計及び施設に関する事。
- (9) 幼児、児童、生徒(以下「生徒等」という。)の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事。
- (10) 生徒等の表簿に関する事。
- (11) 生徒等の健康、安全管理に関する事。
- (12) 社会教育主事講習に関する事。
- (13) 特殊教育就学奨励費に関する事。
- (14) 附属教育実践研究支援センターに関する事。

第 33 条 医学系研究科・医学部総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医学系研究科・医学部及び医学部附属病院(以下「病院」という。)の事務に関し、連絡調整する事。
- (2) 教授会、カウソシル、病院運営委員会その他の諸会議及び諸行事に関する事。
- (3) 諸規程等に関する事。
- (4) 組織の設置及び改廢に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 公文書類を接受し、發送し、及び整理保存する事。
- (7) 医療法等に基づく申請及び届出(放射性同位元素及び国際規制物資に関するものに限る。)に関する事。
- (8) 卒後臨床研修に関する事。
- (9) 職員の人事に関する事。
- (10) 職員の服務及び福祉に関する事。

- (11) 労働組合に関すること。
- (12) 職員の出張及び研修に関すること。
- (13) 調査統計その他の諸報告に関すること。
- (14) 内地研究員等に関すること。
- (15) 産学連携等研究費の受入れ及び報告に関すること。
- (16) 奨学寄附金の受入れに関すること。
- (17) 科学研究費補助金その他の各種補助金の申請及び報告に関すること。
- (18) その他事務部の事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

第 34 条 医学系研究科・医学部企画管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の経理等に関すること。
- (2) 会計の監査に関すること。
- (3) 謝金，旅費及び諸給与等に関すること。
- (4) 奨学寄附金の経理に関すること。
- (5) 病院経営のための分析及び各種資料の収集に関すること。
- (6) 会計に関する事務で他の課及び室の所掌に属しない事務を処理すること。

第 35 条 医学系研究科・医学部調達課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の調達及び役務に関すること。
- (2) 物品の管理に関すること。
- (3) 営繕工事及び設備工事並びに施設設備の維持保全に関すること。
- (4) 土地，建物及び構築物の維持管理に関すること。
- (5) 環境美化及び警備等に関すること。
- (6) 寝具，清掃及び洗濯等に関すること。
- (7) 奨学寄附金に関すること。
- (8) 産学連携等研究費及び科学研究費補助金の経理に関すること。
- (9) その他会計経理及び施設に関する事務を処理すること。

第 36 条 医学系研究科・医学部学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関すること。
- (2) 学生の入学，退学，転学，転部，休学及び卒業に関すること。
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 学生の修学指導に関すること。
- (5) 学生の表簿に関すること。
- (6) 学位に関すること。
- (7) 外国人留学生に関すること。
- (8) 研究生及び科目等履修生に関すること。
- (9) 学生の課外活動に関すること。
- (10) 学生の諸証明の発行に関すること。

- (11) 学生の健康, 安全管理に関すること。
- (12) その他学生の教務及び福利厚生に関する事務を処理すること。

第 37 条 医学系研究科・医学部医事課においては, 次の事務をつかさどる。

- (1) 外来, 入院患者に関すること。
- (2) 医療法等に基づく申請及び届出(医学系研究科・医学部総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 社会保険等の診療報酬請求に関すること。
- (4) 診療費等の計算に関すること。
- (5) 医療情報に関すること。
- (6) 医療安全に関すること。
- (7) 感染制御に関すること。
- (8) 患者サービスに関すること。
- (9) 医療相談に関すること。
- (10) 医療訴訟に関すること。
- (11) 病院損害賠償責任保険に関すること。
- (12) 地域連携に関すること。
- (13) 診療録等の開示に関すること。
- (14) 患者の苦情に関すること。
- (15) その他病院の医事に関する事務を処理すること。

第 38 条 理工学研究科事務部においては, 次の事務をつかさどる。

- (1) 将来計画に関すること。
- (2) 理工学研究科の中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 評価に関すること。
- (4) 教授会, カウンシルその他の諸会議及び諸行事に関すること。
- (5) 諸規程に関すること。
- (6) 組織の設置及び改廃に関すること。
- (7) 職員のサービス及び勤務時間に関すること。
- (8) 会計及び施設に関すること。
- (9) 通信教育講座に関すること。
- (10) 附属理工学研究センターに関すること。

附 則

- 1 この規程は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず, 財務担当の部局の事務は, 当分の間, 財務部が分担する。
- 3 第 8 条の規定にかかわらず, 附属病院の事務は, 当分の間, 医学部事務部が兼務する。

- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、医療技術短期大学部の事務は、医学部事務部が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人秋田大学事務分掌規程(規則第44号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に主任である者については、当分の間暫定配置する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 8 日一部改正)

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日一部改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 13 日一部改正)

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。